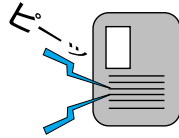
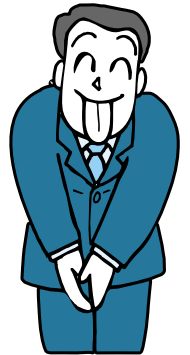


# 火災警報器の 悪質商法に ご用心!



**Q 火災警報器の設置が義務付けられたって聞いたけれど...**

A 平成16年6月2日に改正消防法が公布されました。この中で、一般の一戸建て住宅や店舗併用住宅の住宅部分、床面積が500平方メートル未満の共同住宅に対しても「住宅用火災警報器」の設置を義務付ける条文が設けられました。

**Q じゃあ、すぐに警報器を取り付けないとダメなの?**

A ちょっとお待ちください。新築住宅については平成18年6月1日からこの法律が適用になりますが、既存の住宅等については、市町村条例で適用される日が定められることになります。

また、設置しなければならない警報器の規格や、設置する場所などについても、今後、各市町村の条例で定めることになっていきます。

ですから、皆さんは、お住まいの市町村でこれから制定される条例に従って火災警報器を設置することになります。

**Q 「火災警報器を設置しなければならない」と業者が訪問してきましたが?**

A 悪質商法のひとつに「消防署の方から来ました。各家庭に消火器を置かなければなりません。」と消火器を売りつける「かたり商法」と呼ばれるものがあります。今後、この手の悪質商法の火災警報器版が発生することが考えられます。

これまでお話ししてきたとおり、火災警報器の設置については、これから各市町村の条例で具体的な内容が決められることになっています。

にもかかわらず、「すぐに取り付けなければならない」「この警報器を取り付けなければならない」などと火災警報器の設置をせまる業者に対しては注意する必要があります。また、市町村や消防署などの公的機関を名乗ったり、不当に高額な販売には要注意です。

特に、訪問販売など、その場で契約を求めてくる場合は、簡単に契約せず、家族や市町村の相談窓口、県消費生活支援センターなどに相談しましょう。

なお、白岡町では、まだ条例は作られておりませんので、質問のような訪問業者が来た場合は、じゅうぶんご注意ください。

もし、不安な場合は消防本部に確認してください。

また、万一、訪問販売で契約してしまったが、解約を希望する場合は、直ちにお住まいの市町村の相談窓口か県消費生活支援センターに相談してください。法律で定める書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件で解約(クーリング・オフ)ができますし、それ以外の場合でも契約の状況によっては解約が可能となります。

**アドバイス**

公的機関の職員が一般住宅を訪問し、火災警報器を販売することはありません!

あたかも消防署員のような服装で訪問してくる業者がいます。市町村や消防署、消防団が火災警報器などを売り歩くことはありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。業者の服装や言葉などにごまかされないようにしましょう。

「今だけ」「あなただけ」などと契約を急がせる業者には要注意! 訪問販売の業者と契約するときは、その場ですぐに契約をするのではなく、本当に必要なものかどうかをよく考え、他の業者と見積もりを比較するなど、じゅうぶんに考えましょう。

その場ですぐ決めるのではなく、必ず家族や友人に相談しましょう!

悪質業者は皆さんに心地よい言葉で勧誘してきたり、有無を言わせないで契約させようとします。その場ですぐに契約を結ばず、もう一度よく考えてみましょう!

財団法人日本消防設備安全センターが、住宅用火災警報器に関する相談窓口を開設しました。

対象 住宅用火災警報器に関する個人からの一般的な相談(販売、取付・取扱・点検の方法、機能等に関すること)

☎0120(565)911

受付時間 月曜から金曜までの午前9時から午後5時(土、日曜日及び祝日は休み)

消防本部 ☎(92)1800



## 3月の消費生活相談

相談日等 3月7日(月)、14日(月)、23日(水)、28日(月) 午前10時~正午・午後1時~3時(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)

## 「おかしいな」と思ったら消費生活相談窓口にご相談を!

問合せ先

埼玉県消費生活支援センター春日部

☎048(734)0999 午前9時30分~正午 午後1時~4時(土・日・祝日は休業)

町消費生活相談 ☎(93)7700

毎週月曜日 午前10時~正午 午後1時~3時 商工課 内線282、283



### 新年度に向けて

平成16年度もいよいよ大詰めとなり、各小・中学校においては、本年度のまとめと来年度に向けた計画が着々と進んでいます。本年度は台風や地震などによる自然災害が多発し、日本各地では多くの小・中学生が被害を受けま

した。また、不審者による事件も後を絶たない状況が続いています。白岡町においては、幸いにして大きな自然災害もなく、不審者による事件・事故についても、各小

・中学校のPTAをはじめ地域の皆さんや関係諸機関のご協力によるパトロール活動などの実施により、未然に防止することができました。心より感謝いたします。

さて、このような中、町内の子どもたちは、日々、安心して伸び伸びとした学校生活を送ることができ、町内はもとより、対外的なスポーツ大会や各種コンクールにおいても、大きな成果を残した一年間であったように思います。

また、来る平成17年度には、埼玉県教育委員会との連携・協力による「教育に関する3つの達成目標」に関する取り組みが各小・中学校において開始されます。

この取り組みは、児童・生徒の「生きる力」をはぐくむために「学力」「規律ある態度」「体力」の3つについて、それぞれの達成目標を学年ごとに定め、児童・生徒に身に付けさせるものです。

「3つの達成目標」を効果的に推進するためには、学校と保護者・地域の皆さんとの連携がより一層必要となりますので、ご協力をよろしく願います。

最後になりましたが、小学校6年生・中学校3年生の皆さん、あとわずかです。

今まで慣れ親しんだ学校を巣立ち、4月から始まる新しい生活に向け、期待や不安も多いことと思いますが、今までの学校生活を振り返りながら、残り少ない日々を有意義に過ごしてください。

学校教育部 内線264

## ダマされないで！「振り込め詐欺」

- 振り込めの手口が巧妙化しています -



最近では、肉親だけでなく、警察官や弁護士を装ったり、複数の人間が電話口に出て、

- 交通事故の示談金
- 借金の返済異性との手切れ金
- などを理由に指定口座に振り込ませる手口も発生しています。

### ちょっと待って！その振り込み

突然の電話で、しかも相手があわてていたり泣いていたりしたら、要注意（本当にお孫さんやお子さんですか？）

自分だけで判断せず、家（親）族に連絡、再確認しましょう。

警察に相談しましたか？（警察官が示談金等の振り込みをさせることは絶対にありません）

問合せ先 久喜警察署生活安全課

☎(24)0110



## 人生の節目には 国民年金の種別変更届けを

20歳から60歳になるまでの40年間は、厚生年金等に参加しているかを含めて全員が国民年金に加入することになっています。この長い間には結婚や就職等、さまざまな人生の節目があります。そこで、忘れてはいけないのは、その都度年金の届け出をすることです。

届け出の遅れが2年を過ぎた場合、その2年を過ぎた期間の保険料は納めることができず、未納となってしまうので、次のようなときは必ず届け出をしてください。

- ・20歳になったとき
- ・就職したとき
- ・退職したとき

- ・結婚したとき
- ・離婚したとき
- ・第3号被保険者の配偶者が転職したとき
- ・厚生年金や共済組合加入者の扶養からはずれたとき
- （年金の届け出の際は年金手帳が必要です）

届け出忘れや納め忘れて年金が受けられなくなると、自分の年金は自分で守りましょう。

第1号被保険者	自営業、農業、無職、学生など
第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合の加入者（会社員、公務員）
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者

## 国民年金Q&A

Q 月の途中で会社を退職しましたが、来月から次の就職先も決まっています。その間も国民年金に加入しなければなりませんか？

A 日本に住む20歳以上60歳未満のかたは、必ず何らかの公的年金制度（国民年金・厚生年金保険・共済組合）に加入することになっています。

次の就職（厚生年金への加入）までに退職日から1日でも間がある場合は、国民年金の加入手続きが必要です。また、同月内に再就

職した場合は、国民年金保険料を納める必要はありませんが、月変わりて再就職した場合は、退職月の国民年金保険料を納めなければなりません。

年金には空白期間というものがありますので、速やかに役場で手続きをすることが必要です。

問合せ先

春日部社会保険事務所

☎048(737)7111

保険年金課国民年金係

内線143・144